

静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

静岡労働局一般公示第9号

静岡地方最低賃金審議会は、静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、静岡県の区域内で鉄鋼業（製鉄業、鉄鋼シャースリット業、鉄スクラップ加工処理業、他に分類されない鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属鍛造品製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業又は非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和8年10月27日までに、静岡地方最低賃金審議会（静岡市葵区追手町9番50号静岡地方合同庁舎静岡労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和8年10月6日

静岡労働局長 國分 一行